

余市町告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による余市町議会議員定数条例改正請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例改正請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和元年5月16日

余市町長 齊藤啓輔

1 条例改正請求代表者の住所及び氏名

住所 余市町黒川町1114番地37

氏名 伊藤 正明

2 余市町議会議員定数条例改正請求の要旨

別紙のとおり

<請求の要旨>

現在、余市町議会の議員定数は18名であります。余市町議会議員の定数削減については、余市町区会連合会からも、その要請が挙げられていることは周知の事実であります。この要請を受け、議員自らが議員定数の削減をすべく、平成30年12月議会で検討する方向で、議会議長から議会運営委員会に諮問されましたが、調整が付かず本会議への上程は見送られました。また、31年3月には「余市町議会議員定数の見直しに関する陳情書」が町民から提出されましたが、本会議において不採択とされました。これらの議会としての処理・手続きは法令等に違反しないということは分かりますが、この種の案件は、本会議に上程し、議員それぞれが賛成討論もしくは反対討論をした上で、採決を行い、議員それぞれの考え方を町民に対しつまびらかにすべき性質のものであると考えます。

私共は、議員定数の削減を単に経費の節減ということで捉えているわけではありません。確かにそういった側面があるのも一つの理由でもあります。しかしながら、それよりも重要なことは、地方議会が量より質を優先する中で議会改革を図っていくべきという考え方です。私共町民が本当に求めているのは議員の質の向上であり、議員が切磋琢磨する中で、これからの余市町が明るい未来を展望できるように本気で町政と向き合っていく、建設的な言動の出来る町議会議員に他なりません。

町民の代表として、緊張感を持った中での議会活動を期待するものです。

反対する理由はいくらでも出てきます。

三つある常任委員会が成立しない。二つにすることで可能です。やり方次第です。きめ細かく地域住民の声を吸い上げることが出来なくなる。これもやり方次第です。議会が町民の声をダイレクトに聞く場を設ければよいのです。できない理由を並べることなく、どうしたら出来るのかを考え実行していくことがすべてにおいて求められています。

以上のことを踏まえ、余市町議会議員の定数を16名に削減する条例の制定を直接請求するものであります。